

○教育長の職務代理者に関する規則

平成7年2月22日

市教育委員会規則第2号

改正 平成18年3月31日市教育委員会規則第5号

平成27年3月24日市教育委員会規則第6号

平成30年1月31日市教育委員会規則第3号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項に規定する教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにあらかじめ指名される委員が行う職務のうち、事務を統括すること及び指揮監督することについて教育次長に委任することができる。

2 教育次長のうち、その職務を行う順序は、次のとおりとする。

第1順位 教育次長（当該職の在職期間の長い者）

第2順位 教育次長（当該職の在職期間の短い者）

3 前項の教育次長の在職期間が同一のときは、公務員としての在職期間の長い者を第1順位とし、当該在職期間がなお同じときは、上位の給料月額を受ける者を第1順位とする。

第2条 教育次長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、次長がその職務を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第6号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の場合においては、改正前の教育長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。